

那 霸 市 公 報

第 1 5 3 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	564
平成 2 2 年度那霸市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) (市街地整備課)	566
平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 1 0 月那霸市議会臨時会の招集について (総務課)	567

上下水道局規程

那霸市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程 (上下水道局総務課)	568
那霸市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程 (上下水道局総務課)	569
那霸市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程 (上下水道局総務課)	570

上下水道局告示

平成 2 2 年度那霸市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局総務課)	571
那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について (上下水道局総務課)	572
那霸市排水設備指定工事店の異動について (上下水道局総務課)	572

告 示

那霸市告示第117号
平成22年10月4日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式 (第 1 9 条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 9 月 29 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年 9 月 29 日
目的外利用等をする個人情報の内容	<p>○ </p> <p>上記水道番号での水道使用契約の有無、あれば</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日 3 料金支払人 4 料金支払い方法 (支払方法、金融機関、口座番号、口座名義人) 5 料金請求書等の送付先 6 その他参考事項
目的外利用等をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課又は提供先	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課長 司法警察員 警視 並里 博
所管部課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 1 9 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 2 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 1,019,438	千円 900	千円 1,018,538
	1 国庫補助金	1,019,438	900	1,018,538
2 繰入金		千円 156,561	千円 18,700	千円 137,861
	1 一般会計繰入金	156,561	18,700	137,861
5 市債		千円 360,600	千円 32,100	千円 392,700
	1 市債	360,600	32,100	392,700
歳 入 合 計		1,536,611	12,500	1,549,111

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 1,503,156	千円 12,500	千円 1,515,656
	1 都市再開発事業費	1,503,156	12,500	1,515,656
歳 出 合 計		1,536,611	12,500	1,549,111

第 2 表 地方債補正
変 更

起債 の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法
1都市 再開 発 事業	千円 360,600	普通 賃借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 5 % 以内 (た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償 還 期 間 は、据置期間 を含め30年 以内とする。 償還方法は、 元利均等、元 金均等によ る。 ただし、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し又は借り 換えることが できる。	千円 392,700	補正前に同じ		
計	360,600				392,700			

那覇市告示第 1 2 0 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 1 0 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 1 0 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日 (月)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名 平成 2 2 年度那覇市一般会計補正予算 (第 4 号)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 5 日

公 布 済

那覇市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道事業審議会設置規程(平成17年那覇市上下水道局規程第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道事業審議会条例(平成16年那覇市条例第5号)第6条の規定に基づき、那覇市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市上下水道事業審議会条例(平成17年那覇市条例第5号)第6条の規定に基づき、那覇市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第12号
平成22年10月5日
公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第2(第4条関係) 共通専決事項						別表第2(第4条関係) 共通専決事項					
号	事項	専決区分				号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長			部長	副部長	課長	係長
1 ~ 2 0	[略]					1 ~ 2 0	[略]				
						2 1	不納欠損処分に関すること。	○			
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正後部分を加える。											

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第13号
 平成22年10月5日
 公 布 済

那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程（昭和52年那覇市水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、管理課を担当する上下水道部副部長、総務課長、企画経営課長、料金課長、管理課長、配水課長、工務課長、契約検査課長、給排水設備課長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、上下水道部副部長、<u>水道技術管理者</u>、総務課長、企画経営課長、料金課長、管理課長、配水課長、工務課長、契約検査課長、給排水設備課長</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の規定は、平成22年8月1日から適用する。

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 2 4 号

平成 2 2 年 1 0 月 5 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 9 月那霸市議会定例会で議決された平成 2 2 年度那霸市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度那霸市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度那霸市下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 2 年度那霸市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	3,879,019 千円	1,780 千円	3,877,239 千円
第 2 項 営業外費用	627,465 千円	1,780 千円	625,685 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「635,055 千円」を「672,455 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「19,976 千円」を「21,756 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「615,079 千円」を「650,699 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2,385,958 千円	37,400 千円	2,423,358 千円
第 1 項 建設改良費	1,238,248 千円	37,400 千円	1,275,648 千円

那覇市上下水道局告示第25号
平成22年10月5日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2号の規程に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
9	(有)金城設備工業	南城市玉城字玉城 104番地	金城 實雄

那覇市上下水道局告示第26号
平成22年10月7日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定(登録)番号 第 4 1 9 号
指定工事店名 スイド建設 株式会社
営業所所在地 沖縄市胡屋3丁目31番8号
代表者名 与那嶺 靖
指定の有効期間 平成20年11月20日
平成25年 3月31日
異動年月日 平成22年10月 6日
異動事由 営業所所在地の変更